

# 大田市クラウド型電話交換機導入等業務仕様書

## 1 業務名

大田市様クラウド型電話交換機導入等業務

## 2 業務の目的

本業務は、大田市（以下「本市」という。）の電話交換機（以下「PBX」という。）が、更新が必要な時期を迎え、また、新庁舎への移転にあたり電話環境を抜本的に見直し、各種配線を簡素化するなど、レイアウト変更への柔軟な対応や時代に即した働き方への対応を図ることで電話環境の安定的かつ柔軟な運用を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 8 月 31 日まで

## 4 業務内容

### （1）クラウド PBX の導入

スペックは以下のとおりとする。

- ① 本庁舎既存 PBX からクラウド PBX に移行できること。併せて必要な機器を準備すること。
- ② 本市管理者と更改後の運用を協議し、本市管理者による設定変更が不要な提案を行うこと。
- ③ 本業務で導入するスマートフォンを内線電話として連携できること。
- ④ スマートフォンからの発信において、本市の外線番号を相手方に通知できること。また、通知する外線番号は、利用者が発信時に都度選択できること。
- ⑤ スマートフォンにはクラウド PBX からの着信を呼び出さない設定が任意で可能なこと。
- ⑥ 保守サービスにおいて設定変更を依頼し、できるだけ短期間での対応が可能なこと。
- ⑦ グループ内線を設定することができること。
- ⑧ 代理応答グループを設定することができること（呼び出しの際のルールを明記）。
- ⑨ チャンネル数は 30 チャンネルとし、将来的にチャンネル数を変更できる仕組みとすること。
- ⑩ 任意に夜間切り替えを行うことができること。
- ⑪ 着信時に任意のメッセージを設定できること。
- ⑫ 固定回線（0AB-J 番号）は、現用ひかり電話回線を継続して利用すること。

- ⑬ 将来的に通話録音機能および録音実施の告知機能を導入可能な構成とすること。
- ⑭ クラウド PBX に障害が起きた場合は 24 時間 365 日受付し、速やかに復旧対応を行うこととともに、ひかり電話（代表番号）に転送させること。
- ⑮ クラウド PBX を構成するために必要な機器を準備すること。
- ⑯ クラウド PBX サービスに係るサーバーは、日本国内に所在するデータセンターに設置されていること。
- ⑰ 仁摩支所、第 1 分庁舎及び大田市中心図書館の施設と内線連携ができるようクラウド PBX に取り込むこと。
- ⑱ 対象施設に設置している既存の PBX、電話機等の撤去については、現在本市と契約している事業者が行うこととなっているため、本プロポーザルには含まないこととし、本業務の履行に支障が無いよう別途協議を行うこと。
- ⑲ キャリア通信の障害時において、スマートフォンでの内線通話を可能な限り継続できる仕組みを提案すること。
- ⑳ 将来的な BYOD (Bring Your Own Device) 環境への対応を見据え、個人所有端末での利用が可能であること。また、回線交換方式の業務用内線端末との混在が可能であること。

## (2) スマートフォンの導入

スペックは以下のとおりとする。

- ① 台数は **330** 台を想定している。**なおスマートフォンは買い取りとし、導入に必要な周辺機器も買い取りを基本とする。**
- ② 通話品質や回線の安定性を図ることとし、本業務におけるクラウド PBX と内線連携できること。また、電話帳アプリも台数分提供すること。
- ③ 本業務で導入するクラウド PBX と連携し、内線通話、代理応答、着信識別、転送、不在転送が可能なこと。また、キャリア回線の電話番号も利用できること。
- ④ スマートフォン端末ごとにキャリア回線の電話番号での発信を制御する設定が可能であること。
- ⑤ 端末は管理の容易さ、セキュリティの観点から Android 13 又は iOS 17 以上の OS を搭載するものであること。また、利用期間中の OS アップデートが保証される見込みであること。
- ⑥ 通信事業者は、電気通信事業法第 9 条に規定する総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- ⑦ データ通信については、1 台あたり 3GB/月以上利用可能であること。また、回線毎の月内通信量を本市管理者等が随時確認できること。この場合、管理者に通知等を行うことができることが望ましい。規定のデータ通信量を超えた場合にも利用を継続できる方法があること。
- ⑧ 契約期間中は 4G 及び 5G 回線を利用できること。ただし、通信事業者のサービスが終了した場合はこの限りではない。
- ⑨ インターネットを利用するためのプロバイダ契約を含めて提供すること。

- ⑩ データ通信量及び通話のプランについては、運用開始後に使用状況の調査を行い、適正に向けた変更が可能であること。
- ⑪ 充電器、充電ケーブル（1 m程度）、**保護フィルム及びケース**を台数分用意すること。充電ケーブルは端末メーカーの動作保証があること。**保護フィルムはガラス製のものとし、ケースは樹脂製とすること。なお、端末に附属している場合は不要とする**
- ⑫ 導入するスマートフォンすべてにキッティング作業を実施すること。キッティングの内容については本市と協議して決定すること。**また、当初に導入するアプリ等についても同様とすること。**
- ⑬ テザリングが可能であること。（当初想定される業務はないが、基本機能として）
- ⑭ 24時間365日、MDMサービスを用いてWEBによる操作代行が可能なこと。（紛失受付・リモートワイプ・リモートロック・利用中断など）
- ⑮ 故障時対応において、業務に支障をきたさない対策方法を提案すること。
- ⑯ 機器管理のためのMDMサービスを導入し、契約期間中に本市管理者がMDMサービスを利用できること。また、この支援を行うこと。その他MDMサービスに係る構築費用を含むこと。MDM証明書等の年次更新などをサービスに含むこと。
- ⑰ スマートフォンの使用者が変更になった場合や追加の端末を調達した場合に、再キッティングを行うことができることが望ましい。
- ⑱ 提案時に市内の電波状況について調査し、報告すること。なお改善が必要な場合は、その改善案も提案すること。
- ⑲ 通信障害時・災害時における通信サービス確保に向けた対策を提案すること。
- ⑳ 災害時、災害復旧にあたる体制が築かれており、かつ迅速な復旧体制をとれる体制を構築されていること。本市に必要な物品およびサービスの提供が可能であること。

### （3）その他機器等

- ① 現行のPBXに収容されているアナログ電話については、別途個別で敷設替える等、現状と同等の運用方法を提案すること。
- ② スマートフォンの納品後、クラウドPBXの切替までに職員等使用者向け説明会及び管理者向け説明会を開催すること。使用者向けに関しては、数回に分けて同じ内容のものを開催する想定である。使用者がスマートフォンにできるだけ円滑に移行できるような内容とし、簡易マニュアル等を作成し配布すること。説明会の会場や機材は本市が準備する。

## 5 その他留意事項

- ① 業務にあたっては、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を明確化し、本市の承認を得た上で進めること。
- ② 業務が完了するまでは、連絡調整のための協議を定期的に行い、進捗状況及び成果について本市に報告すること。報告内容については後日報告を求めること

がある。

- ③ 業務にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本市の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- ④ 業務に必要な資料については、本市から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- ⑤ 業務中に発生した事故に対する一切の責任は受注者が負うものし、その状況を速やかに本市に報告すること。
- ⑥ 受注後に現地調査を行い、業務に支障のないように入替えを行うこと。
- ⑦ システムで扱うデータについては、基本的に本市が著作権を有する。
- ⑧ 納品物に不備があった場合、業務完了後であっても受注者の責任で速やかに改善すること。
- ⑨ その他、契約書及び本仕様書に明記されていない事項や疑義、不測の事態が生じた場合は、本市と協議の上で対処方法を決定すること。

以上